

# 近世と近代移行期河川舟運の特質

— 明治期滝野船座解体を例に —

三 角 菜 緒

はじめに

兵庫県を流れる加古川は、元来岩場がちの河川であったが、近世期に行われた大規模開削で丹州本郷と播州高砂の河口までの舟運が可能となり、東播流通の大動脈となった。加古川流域はこの舟運を背景に、十九世紀を前後して相対的に経済的・政治的位置付けが上昇したが、加古川舟運の研究は成立期のものがほとんどであり、十九世紀以降は安達氏を除き、ほとんど研究がなされていない。

現在の全国的な河川舟運研究<sup>(3)</sup>も、初頭の舟運成立期の研究や、中後期の農民的商品流通の展開分析を中心にしたものである。現状では、十九世紀以降の舟運、特に明治期の舟運についてはほとんど顧みられておらず、今そ

の分析を含めた舟運研究が必要とされているのではないだろうか。そこで当論文では明治期の加古川舟運の分析を行うことで、これらの課題に答えたいと考えている。

加古川舟運の中でも、最も明治期に興味深い動向をたどったのは、滝野川を管轄した滝野船座である。明治七年(一八七四)に私領の運上座解体が明治政府により決定される以前に、明治二年解体、翌年再興、明治四年再解体といった紆余曲折をたどった。これは布告以前に私領の運上座が廃止された、そして全国的にもきわめて早期に廃止が決定された珍しい事例であり、近世的舟運がいかに近代的な流通に変遷していくのかを考える上でも、分析が待たれる事例でもある。

以上により、当論文では、滝野船座の座主であった阿江家が所蔵する「船座掛草稿第一・船座草稿第二」と題<sup>(4)</sup>

する冊子を主に使用し分析を行いたいと考えている。この史料は姫路藩・飾磨県・兵庫県・明治政府などと交わした願・手紙・達が時系列に並べられ、さらに各者と交わした会話やその日の行動が記されており、当時の舟運をめぐる動向が詳細に復元できると考えられるためである。ここから①明治期の滝野船座の解体過程を復元、②廃止と再興理由、③滝野船座が最終的に解体される理由を明らかにしたいと考える。

## 第一章 滝野船座の概要

### 第一節 滝野船座について

元来加古川の舟運は区間ごとに区分され、姫路藩によって元和七年(一六二一)にそれぞれ船座が設置された。上流から田高<sup>(4)</sup>上滝野間に田高船座<sup>(5)</sup>舟町村に所在、上滝野<sup>(6)</sup>大門間に滝野船座<sup>(6)</sup>上滝野村に所在、上曾我井<sup>(7)</sup>下來住に粟生船座<sup>(8)</sup>粟生村に所在である。

滝野船座の所在地である上滝野村は、鬮龍灘・伏龍灘といわれる川一面に広がる岩場に面していた。近世初期にはこの岩場を開削することができなかったため、田高船座より運ばれた荷を一度河岸へ揚げ、岩場を越えた下

流で再度舟に積み替える必要性が生じた<sup>(7)</sup>。その結果、岩場の脇に存在する上滝野村・対岸の新町村<sup>(8)</sup>が、中継地として発展することになる。ここで積まれた荷物や筏は、河口の高砂<sup>(9)</sup>・加古川まで、もしくは流域の送り状宛先へ運送された。

滝野船座は、座主・手代・一二艘の無役舟から構成されている。滝野船座の座主は、ほぼ近世期を通じて上滝野村に本拠を置く阿江家であった。阿江家は姫路藩滝野組の大庄屋でもあり、文禄三年(一五九四)・慶長九年(一六〇四)に、阿江与助が滝野川を開削し、その功により、当川での優先的な舟運を認められたという由緒をもつ。滝野川流域は時代を経るに従って非領国化<sup>(10)</sup>していくが、滝野船座は開削由緒と姫路藩の保護の下、領主の違いに關係なく、権利次節参照を行使していた。慶応期には、滝野船座の五分一銀徴収権は剥奪され、代わりに姫路藩が新たな形で五分一銀を徴収する座を設置したが、明治に入るとすぐに五分一銀徴収権は滝野船座に戻された。手代<sup>(11)</sup>は、座主に代わり実質的に船座の実務を担った。無役舟とは大坂冬の陣の際、阿江家が高瀬船を神崎川渡河用の舟橋として提供した恩賞として、諸役を免じられ

た一〇艘の舟のことであり(後二艘追加)、座主直営の舟である。この無役舟の営業権は船座手舟株として株化されており、上滝野村の者により家職として相続されていた。その他滝野川に就航する舟は御年貢舟とされ、舟持ちが一艘に付き一石三斗の貢納(舟役米)を、それぞれの領主へ上納していた。

滝野船座は姫路藩へ運上を納める代償として、五分一銀徴収権・滝野船座附荷物の運送権(次節参照)といった利権を手にした。近世期の船座の収入については詳細にはわからないが、明治初年度の船座の収入は筏からの五分一銀が八〇貫目、川筋村々からの諸荷物五分一銀は九貫五〇〇目、丹州播州出の米・諸商品(滝野船座附荷物)が三五貫目であった。これから運上銀(およそ四貫目)で推移や訴訟に係る諸費用・運営経費を除いた金額が阿江家の手元に残された。時期に違いはあれ、近世後期の収支も推量できよう。

## 第二節 滝野船座の所持する権利

船座が成立する直前の元和六年(一六二〇)に、阿江家は姫路藩により滝野船座附荷物運送権と五分一銀徴収権を付与された。

### ① 滝野船座附荷物運送権

荷物	
栗	柿
柏	くるみ
木の実	松茸
にごぎ	しやな
こんにやく玉	えご(荏胡麻)
荒苧	真綿
紙	銅
鉄	ごま
菜種	綿実

荷物の大半は滝野船座の所属する上滝野村に揚げられ、運送料に上前を付けて運送された。上流で新たな大量輸送荷物が生じるたびに、両者は争論を繰り返し、その都度上滝野村に有利な荷付けが約定された。

滝野船座附荷物の運送は、滝野船座座主直営の座蔵に一度納められ、船座の株舟に乗せられ輸送される。舟が足りない際は、上下滝野村の舟持(荷宿を所持しないもの)が中心が順番に荷物を搭載する「舟廻し」により運送され、荷物によってはその売買まで行った。

### ② 五分一銀徴収権

滝野船座附荷物とは、滝野船座の座附舟のみが運送できる荷物のことで、上流の田高船座から積み下された荷物はほとんどがこの荷物に該当する。そのため、

五分一銀は木材生産物(筏・薪・炭等)から、徴収する関税である。滝野・田高船座が共同で徴収するもので、両座の得分であった。原則としては上滝野村以北の荷物は、上滝野村で荷揚げされる。その際両船座の手代が立会いで徴収し、滝野船座から田高船座へ配分された。滝野川流域の荷物は、津出しされる河岸で徴収後、滝野船座へ納められ、田高船座へ配分された。五分一銀を支払うと切手が発行され、加古川・高砂に派遣された両座の手代が切手を確認した。

しかし実態としては、五分一銀徴収は後日まとめて行われたり、上滝野村の荷宿が、自主的に検分・徴収を行うなど、厳格に行われた訳ではないようである。切手を貰い受けずに運送された荷物や、切手記載内容と実際の荷物が異なる場合などは、抜荷物とされ、荷物を差し止めるなどの強制処分が船座よりなされた。

### 第三節 田高船座との関係性

田高川では、開削に功のあった田高村の西村伝入斉に田高川での舟運優先権が与えられ、西村家が田高船座成立後も座主として運営を担った。しかし西村家は早いうちに没落し、その後は、請負入札制(およそ一〇貫目程度で

落札)で座主が決定された。座主は三〜十年周期で変わり、田高船座の運営方針は座主に影響された。座主は荷物の出先である加古川中上流域の者が担うケースが多く、彼らの流通上の利益代表者としての側面があった。

田高・滝野船座は当初は姫路藩支配であり、それぞれの船座の運上銀一貫目と、両座合わせて一貫目の川並五分一銀Ⅱ五分一銀、計三貫目を共同で姫路藩に納めていた。田高船座の所在地である田高・舟町村が寛永十六年(一六三九)幕領となり、同時に田高船座が大坂代官支配になった後は、運上は大坂代官へ納められるようになった。しかしながら五分一銀荷物の設定に変化はなく、その後も両座で五分一銀を分け合った。

十九世紀に幕府により、新座である筏座<sup>(12)</sup>が成立した後、新町は阿江家の権利にとられず、筏座・田高船座と結び付いて実力行使を積極的に行った。その結果、滝野船座や阿江家は一時窮地に陥ったが、滝野船座の利権は決してなくなりはず、明治を迎えたのである。

## 第二章 明治期滝野船座廃止

### 第一節 第一期滝野船座廃止の要因

当節では、第一期の廃止過程をまず確認したい。明治期の時系列については、表二を参照してほしい。

乍恐御數願奉申上候

一 御領分加東郡上瀧野村阿江九郎兵衛以前より引請被居候上座下座二分一五分一御運上銀之儀、(中略分一銀多分ニ相掛り候ニ不拘、運送之差支ニ確と迷惑仕候ニ付、御一新之折柄、兵庫縣 御役所様へ去月十七日奉願上候処、御聞濟之上、以後諸運上向御廃止ニ相成候間、勝手次第運送商売手続ニ渡世可仕旨被為 仰付、其趣川筋村々江も御達し可相成様被 仰渡候ニ付、先月中右下請入市兵衛方ニ而裏判請不申荷物積下ケ仕候処、加古川高砂問屋并荷先江新町村抜荷物差下し仕間、荷揚為致間敷様市兵衛より差留メニ参り、右ニ付積下ケ荷物荷揚ケ出来不申、迷惑仕罷在候、就而は右始末内外承り候得は、是迄は御公儀江当御役所へ御上納ニ相成、右故上座下座と唱有之候哉ニ承知仕候得共、私村方ニは兵庫縣 御役所より御廃止被 仰付候間、両分一銀共御廃止と奉存罷在候ニ付、去ル二月其段内々兵庫縣ニ而御伺奉申上候処、

表一 瀧野船座廃止時系列 (阿江家文書「船座掛草稿・二」より作成)	
明治	事 項
月 日	
一月十七日	新町が兵庫県へ田高船座・瀧野船座・筏座廃止を求め數願
二月十日	兵庫縣が「御一新に付き旧弊を改め」、田高船座・筏座廃止
二月十七日	新町村船持が、姫路藩役所へ瀧野船座運上座止を數願
二月十八日	筏師総代らの兵庫縣出張所役所への五分一銀廃止數願
二月十九日	由緒提出、多可水上郡、播州多可郡などの筏師総代が、五分一銀廃止數願
二月二十八日	新町村の船持惣代、五分一銀廃止を兵庫縣へ數願
三月二十七日	兵庫縣・播州多可郡、私領、久美濱県御支配所、丹波水上郡私領の村々が五分一銀廃止を數願
四月三日	兵庫縣が兵庫縣・久美濱県荷物の五分一銀徴収をやめるよう姫路藩へ通達
四月七日	五分一銀徴収停止。瀧野船座は「廃止同前の体」になる
五月	瀧野船座、久美濱県役所の御国産「茶荷物」(船座附荷物の新町請私停止訴訟)
六月	姫路藩版籍奉還
三月十四日	民部省が、各地域河川の往來の定税「通行料」について取調↓一般規則制定までの従來通
九月	新町村より、生野県へ米廻来の感元願出
十月	民政司へ阿江小太郎が瀧野船座再興嘆願書の提出
十二月四日	大蔵省により瀧野船座の由緒や運上銀の取調へが行われる
五月二十日	瀧野船座の五分一銀徴収が再度認められる
十一月二日	第2次姫路県発足七日飾磨県へ改名
四年	關龍灘・伏龍灘雄開削に伴い、飾磨県よりの通達により瀧野船座廃止
五年	川船まで含めた船税規則の制定
七年	飾磨県廃止↓兵庫縣へ
九年	飾磨県への再設置運動
十三年	

右運上之儀、兵庫縣江上納ニ相成候分、御趣意ニ御廢止申渡候得共、姫路へ上納可相成分ハ、姫路御役所江可願出様御沙汰有之、然ル処右奉願上候始末ニ而、是迄分一銀多分相掛候上、度々迷惑之儀出来□□、西丹州出荷物之内、数品上瀧野村阿江九郎兵衛殿座付と申、新町村江着荷たりとも同人所持之船より他船運送為致不申、何分私村方之儀ハ、小高之村方ニ而、船稼過半ニ渡世仕相凌罷在候村方ニ御座候処、右之次第ニ而甚難渋仕候、只今ニ而は運送出来不申、商売相休ミ歎ケ敷奉存候ニ付、御一新之御趣意も御座候ニ付、奉恐入候得共、当 御役所江御上納相成候分一運上銀割合を以、新町村より直納被為仰付、西丹州出荷物等勝手ニ運送仕候様御歎願奉申上候、何卒厚 御勘弁を以右願之通御聞濟被遊 成下置候ハ、一同難有仕合ニ奉存候、以上

明治二己二月

土井大炊頭殿領分

加東郡新町村

願人問屋惣代

庄兵衛

庄兵衛

忠兵衛

姫路  
御役所<sup>(B)</sup>

この史料は田高船座・筏座が廃止された直後に出された新町からの願いである。ここから新町が維新後すぐに田高船座・滝野船座・筏座の廃止を求め、田高船座・筏座が廃止されたこと、しかし滝野船座の廃止は兵庫県の権限では裁量出来ずにいたことがわかる。近世期加古川流域は非領国地域であり、当地の河川流通を幕府が一円支配することは出来なかったが、明治維新を迎えても、維新政府が同様の状況に置かれていたことをよく示すものであろう。

同時期に兵庫県下でも、筏流通を担った筏師や材木問屋らも、滝野船座の廃止を求めた。

乍恐以書附奉願上候

一丹州本郷川播州田高川杉原川船座筏座之儀、此度御一新ニ付、御運上御廢ニ相成候趣キヲ、先請負人筏座田高村忠太郎相達申候ニ付、筏渡世之もの一同恐悦至極ニ奉存候、右蒙 其意ヲ筏乗下ケ仕候処、上瀧野村船座支配人九郎兵衛多勢を以差止申候ニ付、材木梓人仲買之もの共、一同迷惑難渋

ニ奉存候、□□乍恐此段御伺奉申上候、何卒御上様厚 御憐憫を以、筏通行無差支相通し暮候様被為 仰付被下置候ハ、廣太之御慈悲難有仕合ニ奉存候、已上

丹州水上郡草部村

明治二巳年

筏師惣代 庄 吉印

二月

播州多可郡清水村

同断 善四郎印

同州加東郡多井田村

同断 長五郎印

兵庫縣御出張

御役所様

加古川流域ではもともと筏流通が盛んだったが、幕末期には京都御所・大坂天保山・春日大社などで使用される御用木が下され、筏流通の需要が一層高まっていた。また別史料からは、久美浜県・柏原藩などの筏師惣代も、同様の願いを提出していることがわかる。つまり当時加古川・日本海側の筏師らが、筏流通が重要度を増す中、筏師によるネットワークを形成し、そのネットワークを生かして田高船座・筏座だけではなく、滝野船座の廃止を願い出る勢力となっていたことがわかる。

当節では、明治維新を契機として、流通優先権を持つ

船座・筏座不要論が、新町や加古川上流部の山間部にまで渡って噴出したことを確認した。兵庫県もその主張を認め、田高・筏座廃止を断行したのである。しかし兵庫県に滝野船座廃止は断行できず、流域の不満は滝野船座に集中した。

兵庫県が介入できなかったのは、「一万石已上之領分ハ何事も官家之御構ひ無之儀ニ付<sup>(15)</sup>」という政府の方針と、滝野船座は幕府に運上を納めておらず、兵庫県に介入する権限がなかったためである。しかし以上のような地域の要求に対して、兵庫県も問題解決への糸口を見つけようとしていたようである。当該争論に合わせて兵庫県から姫路藩へ、「旧幕府ニ御運上ハ収メ候事は無之哉」と何度も問い合わせが行われた。これは、滝野船座に少しでも幕府運上分が存在すれば、滝野船座に介入できる糸口になると兵庫県が考えたためではないだろうか。とすれば、姫路藩が幕府運上との無関係を主張するのは当然である。姫路藩の大庄屋である阿江家が一度剥奪された権利を明治期に再度与えられ、争論の前面に立っていたことも、姫路藩と関係の根強い阿江家の由緒が、主張を展開する上で有利であったためであろう。

### 第三節 廃止される論理

新町・筏師らの願いは、兵庫県に裁許権がないため、滝野船座の廃止を決定する主要因になり得なかった。では一期の廃止理由は何であったのだろうか。

(前略)当月朔日兵庫縣より民政掛り御呼立ニ相成、郡御奉行榊原様兵庫縣江御出張ニ相成候処、(中略)田高船座ハ兼而廃止いたし、其御領分瀧野船座之儀、当縣支配所多可郡村々江鑑札渡し置候間、此分ハ五分一銀不差出候由被仰候ニ付、則御答ニは、瀧野船座之儀元来瀧野大庄屋先祖之者瀧野川開発いたし、舟筏通行相肇候旧動有之候義ニ付、今更滅却相成候而は、一家飢渴ニおよび候段被 仰立候得は、何分諸国とも同様之義ニ付、忝人勲功有之候共、致方無之候由、御領主より御手当ニ而も御遣被成候ハ、宜敷哉ニ被仰候、又御答ニハ、何れ手当を遣し候事ニ致度候、諸藩領之分ハ如何と御尋有之候処、是ハ御勝手次第と申事ニ被仰候、則御請ニ而御帰藩之上、右之通被 仰渡候、尤私領は取立ニ而も不苦候得共、御料ハ不取立、私領ハ取立候而は不相治、何分 天朝之 御趣意ニ奉禮認、公料私領之分共一同取立不

申様此度違変申候而は、殿様之御次第ニも拘り仕候間、旧動空く不相成様、厚 御手当被下置候間、

益銀書出候様被仰付、段々御理解ニ有之候間、無抛御受申上、左之通歎願書并益銀負数書差上度候、則

七日より筏諸荷物五分一銀取立相止申候、(後略)<sup>(16)</sup>

この史料は明治二年(一八六九)三月、兵庫県役人が姫路藩郡奉行を呼び出し、滝野船座の五分一銀徴収に関する「照会」<sup>(17)</sup>を行った際の、阿江家の覚書である。田高船座・筏座を廃止したため、兵庫県の者に対しては五分一銀を徴収しないようにしてはどうか、という問い合わせに対し、姫路藩奉行は最終的に了承するだけでなく、自主的に五分一銀徴収自体の全面廃止を行った。それは御領(兵庫県支配)に従わなければ、「殿様之御次第」に関わるためであり、滝野船座は徴収を停止後、「廃止同前之体」になつたとある。

史料により、兵庫県の方針は五分一銀の廃止を全面要求したものでなかったことがわかる。しかし姫路藩に自主的に廃止を決意させた「殿様之御次第」とは何を指すのであろうか。

当該期姫路藩は、維新政府に反旗を翻した「朝敵」と



いう位置付けにあつた。<sup>(18)</sup> 其中で姫路藩は朝敵の謗りを

受けまいと明治元年(一八六八)十一月から府藩県三治一

致<sup>(19)</sup>を行い、「自然御情意皇國中へ貫徹仕」るべきだとい

意見を三度政府に提出している。しかし姫路藩の申し出

は容易には受け入れられず、姫路藩は苦境に立たされて

いた。その状況下、兵庫県が行つた五分一銀の減額に關

する「照会」は、「朝敵」扱いを免れたい姫路藩にとつて

### 第三章 第二期滝野船座廃止

#### 第一節 滝野船座再興

滝野船座は五分一銀徴収を停止したが、船座の滝野船

座附荷物の権利は失つたわけではない。しかし新町は滝

野船座が五分一銀徴収権を失うと同時に、久美浜県など

位権力である民部省へ五分一銀徴取の再開を願ひ出るに

至つた。

四年五月廿日

姫路藩管下播州上瀧野村阿江小太郎船座運上銀一般

規則確定マテハ旧ニ依リ徴収ヲ許ス

姫路藩伺 弁官宛

瀧野川往古流水嚴間二分派シ、舟筏通行不相成候

処、豊太閣時代文祿年中石小太郎先祖與助ト申者、

開発願立、岩石ヲ切開キ通船流筏相創申候、其勲

功ニヨリ船座被差免、元和七酉年以來運上銀為致

収納先々領主ヨリ由緒書遣リ有之、與助子孫ノ者

へ不相替申付、右運上銀ハ小物成高ニ籠メ取納來

候処、去巳年二月中兵庫縣支配所田高川船座廃止

ニ相成、同四月中同支配所ノ者丈ケ於瀧野川船座

筏運上銀無之様致度旨、右縣ヨリ及談判候ニ付、

於当藩彼是配慮仕候へ共、當時府藩縣差跨候儀、

民部省ニ可伺出、御布告以前ニ付、規則相立兼不

得止、須臾運上銀取立為相休候、然ル処、運上銀

ノ儀ハ差当り当歳入高ニ關係、且ハ小太郎先祖國

益開創ノ功劳灰減仕、當時一家逼飢渴條難捨置藩

ヨリ救助罷在候様ノ儀甚以不都合ニ候間、自今藩  
縣管轄ノ無區別、以前ノ以規則運上銀取立為致度  
存候、右ニ付、小太郎ヨリノ歎願書並ニ由緒書等  
別帳四冊相添、差上申候、此段御差図奉伺候以上  
三年十一  
月廿五日

追テ一般ノ規則確定迄ハ先従前ノ通、可取計事  
年

五月  
廿日 藩

奉差上候嘆願書ノ事

(中略)

一 瀧野船座ノ儀、兼テ達御聽候通、往古瀧野川岩石  
多、水岩間ヲ漏レ流候処、私先祖阿江與助ト申者、  
豊太閤様御代文祿三千年、於姫路生駒玄蕃頭様へ  
開発相願、日夜勤勞仕、自瀧野至高砂港開拓仕、  
船筏通行相創候ニ付、為御褒美與助へ船座被仰付、  
則高砂港迄瀧野川ト相唱通船ノ元祖ニ御座候、元  
和七西年本多美濃守様御領主ノ節、始テ御運上銀  
被仰付、丹播二州ヨリ流出候竹木筏並山藪生産ノ  
品々、五分一銀取立之猶又御米並米穀諸荷物運送  
等古格有之御運上銀相籠メ從來支配罷在候、且田  
高川ノ儀ハ瀧野川ノ水上ニテ瀧野村ヨリ四里川上

田高村迄ノ間ヲ唱申候、水源ハ丹州笹山ト同州本  
郷川ヨリ落合、播州ニテハ杉原川ト都テ合流ニ相  
成申候、右田高川ハ慶長九辰年私先祖與助田高村  
傳入齋ト申者ニ併力開発仕候ニ付、傳入齋へ田高  
船座被仰付、是又元和七西年ヨリ御運上銀相納、  
筏並諸荷物分一銀取立、並船荷物運漕等瀧野船座  
同様ニ御座候処、後來右傳入齋ノ名跡絶果候ニ付、  
旧幕府ノ御支配ニ相成、其後御規則御改ニテ船  
荷物運漕ノ方ハ船座ト唱、分一銀取立方ハ筏座ト  
御建分ケニ相成、川筋ニテ望ノ者ヨリ年季ヲ以御  
請負仕來候処、御一新以來兵庫縣御支配ニ相成、  
去巳二月中御廢止相成申候、前件ノ通兩座ノ由緒  
ニ御座候、則田高座ハ傳入齋ノ跡無之、旧幕府  
ヨリシテ年季請負ニ相成候ニ付、御廢止有之候テ  
モ相障不申候へ共、瀧野座ノ儀ハ私トモ與助ノ子  
孫ニテ開拓以來殆ント三百年連綿相統仕、御先代  
様ヨリ由緒御聞濟ニテ株附同前被仰付、御得替ノ  
節ニハ御運上郷村小物成高二籠御引渡ニ御座候、  
旧幕府ニヲイテモ格別御採用被下置候儀有之、尚  
又水野様御老中ノ節諸国運上御免ニ相成候へ共、

私船座ニハ相替儀無御座候、実両国ノ運漕自由ニ有之、永久ノ御国益ニ相成候儀、聊先祖ノ功勞ト奉存候処、此儘ニテハ廃止モ同様ノ姿ニ成行、久敷御救助奉請候儀、奉忍入、第一御年貢小物成御運上銀ニ差支附テハ先祖ノ旧勳空相成候段、千万歎ケ敷奉存候、未夕御一新以來諸国運上御廃止ノ御布告ハ無之様奉存候ニ付、何卒厚御賢慮ヲ以東京御役場へ被為申立、従前ノ通藩縣御支配所へ區別無之五分一銀取立相成候様、只管奉歎願候、則別紙証書奉入御覽候御聞濟被下置候ハ、御仁恤ノ程難有奉存候、以上

瀧野船座

明治三年十月

阿江小太郎

民政御局

(後略)<sup>(21)</sup>

この史料は、阿江家が民部省に「御一新以來諸国運上座廃止之布告」が出ていないことを理由として、五分一銀徴取の再開を申し出た史料である。阿江家の由緒を連綿と述べ、開削の功に報いてほしいという訴えは、政府にも軽んじられることはなかった。「阿江先祖岩石切開候勳功其儘ニ相成候而は、如何ニも憫然之至ニ付、子細取

調可申<sup>(22)</sup>」という阿江家の由緒に対し、政府の大属である石松氏から斟酌する旨の発言を引き出していることから、阿江家の由緒に対する理解が政府内にもあったことがうかがえよう。一般規則確定までの流通を担う暫定的存在として阿江家が認められたのである。結果翌年十月に、「姫路藩管下播州上瀧野村阿江小太郎船座運上銀一般規則確定マテハ舊ニ依り徴収ヲ許」されることになるのである。

## 第二節 第二期瀧野船座廃止

瀧野船座の再興後、明治四年（一八七二）七月には廃藩置県が断行された。しかし当地域においては、同年三月の段階ですでに支配地域の区分に関する問題が起こっていた。そのため姫路藩は兵庫県に対し、「当藩管轄郷村兵庫縣管轄郷村雙方飛地入交り、毎ニ不都合ノ義モ有之」と支配を振替え、「便利ノ郷村ニ從ヒ振替支配仕候様被仰付」たいと願ひ出、兵庫県とも「示談」したという史料も残されている。<sup>(23)</sup> 瀧野船座廃止一件にも現れているが、兵庫県と姫路藩の間で、すでに非領国地域の支配が問題視されていたのである。廃藩置県は以上のような矛盾を解決する手段となった。

廃藩置県により当地は一括して飾磨県としてまとめられ、姫路藩領としての枠組みは喪失した。その後、明治五年（一八七二）十月、「多可郡之者<sup>(25)</sup>ヨリ瀧野村地先キ川瀧之岩石切開ノ義、旧飾磨縣江願立候ニ付、同縣之採用ニ相成」、そこで掘削費償還の為、「私方類似」の益銀を取ることになった。阿江家は明治五年十月に「同縣租税課ヨリ私呼立之上、木村大属殿より五分一銀取立廃止被申渡候ニ付、先祖ノ由緒申立歎願候得共、一切聞入不相成、此義ハ官命之趣ヲ以不服申募」ったものの、「何分数百年世襲之家産ヲ失ヒ祖先ノ旧功モ灰滅候義ニ付、再三歎願書差出候得共、更ニ採上ケ無之不得已其際ヨリ廢絶ニ及申候<sup>(26)</sup>」となったのである。

この処分は、姫路藩が瀧野船座の利益のみを重要視すればよかったのに対し、飾磨県は上流部の生産地を含んで県が広域化したことにより、多数派である上流部の利益を鑑みる必要があったためと考えられる。

阿江家は明治十年代にも、船座の復権を目論んだ。明治十七年（一八八四）「多可郡之者」による取立に対し、「旧来私方ニ於テ取立候五分一銀ヲ断然廢止シテ更ニ多可郡ノ者共へ新規取立被申付候義ニテ、畢竟我カ家産ヲ奪ヒ、

彼レニ與ヘラレタルモノニテ、当時該縣庁ノ所置穩当ナラサル固ヨリ難承服候得共、何分廢藩置縣日尚淺ク、情實徹底不致シテ、勢不得已、終ニ此不幸ニ遭遇仕候」と不服を申し立てたのである<sup>(26)</sup>。

それは、「前条多可郡之者共、功費取立方ハ期限ヲ以テ御差許相成、既ニ満期ニ及」んだためであり、「最早此上再三繼年期ハ御許可相成間敷哉ニ心得居候趣承及候、就テハ之カ為メ私方五分一銀取立ヲ被廢、既ニ拾餘ヶ年ノ星霜ヲ經過候義ニテ、此儘旧功由緒滅却候テハ、悲歎ノ至ニ堪ヘス候」と自らの近世期の由緒を強調したものであった。しかし、もはや一般規則が制定したことで、従来の由緒・手法に則った利権を採用する論理は、すでに政府にはなかった。そのため、瀧野船座は再興されず、播州鉄道建設とともに、舟連自体がその役目を終えていくことになるのである。

### おわりに

本稿では、一章で瀧野船座の様相を、二章で第一期瀧野船座廃止を、三章では再興と二期廃止を取り上げた。一期の廃止は、流域の要望を受けた兵庫県の問い合わせ

加古川流域地図



に対し、「朝敵」であった姫路藩が、恭順の意を示すと同時に、提出した建白に矛盾しない姿勢をとる必要があったためである。その後の再興は政府が「一般規則制定」までの暫定措置として、阿江家の由緒に妥当性を認めたためであった。二期の廃止は飾磨県の設置による県域の広域化が理由であったといえる。滝野船座は以上のような経緯をたどり、明治七年（一八七四）を待たずに廃止されたのである。

以上本稿では、滝野船座の廃止過程一件を復元した。

滝野船座の早期廃止は、そもそも近世期に姫路藩の船座が設置された後に、当地が非領国化したことに由縁する。開削を担った阿江家は、当地でも特殊な立場にあった。

阿江家は幕府が成立する以前から、河川流通支配を許され、その後も船座の座主として姫路藩の後見を得る。その後流域が非領国化しても、阿江家の担う船座は権利行使を許され、矛盾をはらみつつも明治を迎えたのである。明治を迎えてすぐに滝野船座が終焉を迎えるのは、その支配が近世特有の論理によってこそ可能であったからと考えられよう。滝野船座の解体過程からは、以上のような近世的舟運の有様がうかがえるのである。

注

(1) 八木哲浩「加古川の舟運」兵庫県教育委員会『歴史の道調査報告書 第五集 加古川・円山川の舟運』一九九五、野川至『近世加古川舟運史―滝野船座を中心に―』加古川流域史学会、一九九一など。

(2) 安達昌明「加古川水運史の諸相」『歴史と神戸』一六巻五号、一九七七

(3) 各自治体史のほか、全国の主要河川の中では、利根川に関しては丹治健三・淀川については日野照正・最上川については横山昭男・木曾川については林順子などの研究が詳しい。

(4) 阿江家文書については、小野市立好古館に写真版が所蔵されている。

(5) 古くは田高村の一部で、元和六年には高五六石余。正保郷帳では幕府領。延享三年三草藩領となり幕末に至る。船着場の西岸には会所と運上所蔵が設けられていた。

(6) もとは西接する下滝野村とともに滝野村と称し、寛永五年分村。同年の滝野村免状では高五八七石余。加東郡二一カ村・加西郡一カ村を束ねる姫路藩滝野組大庄屋が所在する在郷町であった。寛延三年、家数一九二・人数九〇八、高瀬舟三〇・渡舟一。

(7) 田高川では一五〜二〇石、滝野川以南では三〇石積であった。

(8) 加古川舟運のため慶長九年に姫路藩主池田輝政が多井

田・北野両村の一部をさいて町立てした河岸の町。正保郷帳では高一〇石、幕府領。宝永五年大坂城代土岐頼殿領。宝暦十二年から幕末まで下総古河藩領。

(9) 加古川の河口部に位置。近世を通じて姫路藩領であり、明和元年の石高五四七石。川筋沿いには百間倉や、加古川流域の諸藩領・旗本領などの年貢米を取り扱う大蔵元の蔵があった。

(10) 滝野川流域の滝野船座の権利が及ぶ村々は大門・福吉・上田・野村・河高・貝原・垂水・穂積・下滝野・上滝野・北野である。この村々は当初姫路藩領であったが、その後元和三年に加古川東岸が幕領、寛永十六年新町を除いて、明石藩となった後、藩領・旗本領・大坂代官領が交錯し、当川流域の姫路藩領は上下滝野村のみとなった。

(11) 商業使用人の一つ。商人の営業に関するある種類または特定の事項について代理権を有するもの。

(12) 享和二年大坂代官により、加古川中流域に設置された座。田高船座の五分一銀徴収権を分離・独立させたもので、滝野船座と五分一銀徴収をめぐる争論を繰り返した。田高船座と共に明治二年廃止。

(13) 阿江家史料七八六「船座掛草稿第一」

(14) 阿江家史料七八六「船座掛草稿第二」

(15) 阿江家史料七八六「船座掛草稿第三」

(16) 阿江家史料七八六「船座掛草稿第一」

(17) 阿江家史料八三四「滝野船座五分一銀取立復旧之義歎

願」

(18) 「姫路市史」第四卷

(19) 藩の名称を改め府県とし、すべて府県と同軌にし、「御情意皇国中え貫徹」させることを提案した建言。明治元年十一月、十二月、翌年正月の三度にわたって提出され、伊藤俊輔(博文)にもその建言を評価されるものの、却下された。

(20) 阿江家史料八三四「瀧野船座五分一銀取立復旧之義歎願」

(21) 「太政類典 第一編・慶応三年〜明治四年・第四百四十四卷・租税・海関税」五六号史料

(22) 阿江家史料八〇二「船座草稿第二」

(23) 「太政類典 第一編・慶応三年〜明治四年・第六十六卷・地方・行政区五」三三三号史料

(24) 阿江家史料八三四には、「多可郡石原村村上清太夫、藤田政右衛門、智田村笹倉亀三郎、岸ノ上村安平重太夫等ヨリ、本村地先キ川瀧ノ岩石切開キ、通船ノ便利ヲ設ケ度旨ヲ以テ豫テ旧飾磨縣庁へ及出願候」とある。

(25) 阿江家史料八二九

(26) 阿江家史料八三四「瀧野船座五分一銀取立復旧之義歎願」

※図は、『小野市史』第二巻より転用。

(神戸大学大学院人文学研究科院生)